

安来市営繕工事における週休2日工事实施要領

令和5年10月13日

訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む営繕工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (2) 現場閉所 緊急対応時、巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 週単位の週休2日 対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 週休2日 月単位の週休2日、通期の週休2日及び週単位の週休2日をいう。

(8) 現場閉所（現場休息）率 現場閉所（現場休息）日数の割合をいう。ただし、算出においては、現場休息の日数には現場閉所日数を含むものとし、降雨、降雪等による予定外の閉所日を含めるものとする。

(9) 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日（現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、受発注者間の協議により決定した日）の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(10) 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事は、原則として市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事及び対象期間内での施工期間が短い工事は、対象外とすることができる。

（発注方式）

第4条 週休2日工事の発注方式は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

（積算方法等）

第5条 週休2日工事において、次の各号に掲げる対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じ、当該各号に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(1) 月単位の週休2日工事（4週8休以上） 1.04

(2) 通期の週休2日工事（4週8休以上） 1.02

2 発注者は、月単位の4週8休以上を前提に、前項第1号の補正係数により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

- 3 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を第1項第2号の値に変更し、契約約款第25条の規定に基づき減額変更する。
- 4 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を契約約款第25条の規定に基づき減額変更する。
- 5 発注者は、見積単価作成のため製造業者又は専門工事業者等に対して見積りを依頼する場合は、現場閉所（現場休息）の条件を提示の上、徴取を行う。この場合において、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じた請負代金額の変更については前2項の例による。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨等の明示は、次の各号に掲げる契約方式ごとに、それぞれ当該各号に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- （1） 一般競争入札の場合 入札公告及び現場説明書
- （2） 指名競争入札の場合 指名通知書及び現場説明書
- （3） 随意契約の場合 現場説明書

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日、通期の週休2日又は週単位の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

- （2） 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。この場合において、「実施工程表」等に修正がある場合は、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内に現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認できるよう「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

（３） その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。

エ 工事を一時中止する場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。

オ 監督職員は、週休２日工事において統括安全衛生責任者を選任している場合で、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について、分離発注工事の各受注者間の必要な調整を行うこと。

２ 受注者は、当該工事が週休２日工事である旨を、仮囲い等により明示する。

３ 発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

（元請下請の取引の適正化）

第8条 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、工期や契約金額等について、
下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の
情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

（提出書類の虚偽）

第9条 現場閉所（現場休息）の日を記載した「実施工程表」等に、虚偽の記載等
が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

2 この訓令は、施行日以後に発注する工事から適用する。